

## 令和4年度 向日市交通対策協議会 名簿

令和4年8月1日現在

## 委員

役職	公職・団体名称	氏名
会長	市長	安田 守
副会長	副市長	五十棲 敏浩
	教育長	永野 憲男
	京都府 府民環境部 安心・安全まちづくり推進課長	舟木 健広
	京都府乙訓土木事務所長	森田 龍矢
	京都府向日町警察署長	村田 清隆
	向日市区長会会長	西川 也寸志
	向日市PTA連絡協議会理事	江藤 明
	NPO法人子育て支援ねこばす代表	高山 紀公子
	向日市老人クラブ連合会会長	上崎 勝彦
	向日市農家組合長会会長	春田 正輝
	向日市校長会会長	廣川 伸一
	向日市商工会会長	高橋 信吾
	向日市工業会会長	稲本 收一
	向日市商店会会長	築山 剛
	向日市社会福祉協議会会長	清水 陽一
	向日市民生児童委員連絡協議会会長	清水 陽一
	乙訓交通安全協会代表理事	天野 俊宏
	乙訓地域交通安全活動推進委員協議会 向日市代表	東田 龍男
	乙訓私立幼稚園協会会長	宮地 健一
	向日市総務部長	水上 信之
	向日市民生サービス部長	山田 栄次

## 推進委員

公職・団体名称	氏名
向日市区長会事務局	行元 裕昭
向日市PTA連絡協議会	加原 ゆり
NPO法人子育て支援ねこばす	森 久美
向日市老人クラブ連合会	松村 幸雄
向日市農家組合長会	山本 幹雄
向日市立校長会	奥村 久夫
向日市商工会	中川 勲
向日市工業会	木村 太志
向日市商店会	小森 健護
向日市社会福祉協議会	落合 鋼
向日市民生児童委員連絡協議会	岡本 守貢
京都府向日町警察署	落田 望
乙訓地域交通安全活動推進委員協議会	木ノ山 洋子
乙訓私立幼稚園協会	脇田 順也
向日市民生サービス部 主席課長 (兼)子育て支援課長	松山 順一
向日市立保育所長会	山邊 明美
向日市建設部 道路整備課長	上出 聡
向日市教育部学校教育課長 (兼)学校給食センター所長	紺野 信介

令和3年度

# 向日市交通対策協議会活動報告

(\*) : 乙訓二市一町、向日町警察署等との共催事業

## 第1 活動実績

### ○ 向日市交通対策協議会の書面協議

期 間 : 7月28日(水)～8月10日(火)  
内 容 : 令和2年度活動報告について(承認)  
令和3年度活動計画(案)について(承認)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、協議会は開催せず書面協議とした。

## 1 年間を通じて実施する運動

### ○ 子供の交通事故をなくそう府民運動 <年間>

#### 目的

この運動は、子供に交通ルール遵守の大切さを学ばせ、正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、運転者には、子供を思いやる運転意識の定着を図り、また、地域における子供の保護誘導活動を促進するものです。

#### (1) 幼児交通安全教室(セーフティクラブ)の開催 (\*)

日 時 : 5月31日(月)、6月2日(水)、6月10日(木)、6月29日(火)、7月9日(金)、9月8日(水)、10月20日(水)、11月9日(火)、12月6日(月)、12月17日(金)  
場 所 : 華月つばさ保育園、あひるが丘こども園、レイモンド向日保育園、アスク向日保育園、向陽幼稚園、もずめこども園、向日市立第6保育所、さくらキッズ保育園、向日市立第5保育所  
内 容 : 幼児(年少・年中・年長)を対象に、紙芝居を活用した「合図(あいず)」及び「道路を横断する際の5つの約束事(横断歩道を渡る、止まる、見る、合図する、待つ)」並びに正しい横断方法について、参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 68人(延べ)

参加者数 : 393人(延べ)



(2) ファミリーサポートセンター援助会員に対する交通安全教室の開催（＊）

日 時 : 7月7日(水) 9:30~10:50

場 所 : 向日市ファミリーサポートセンター

内 容 : 「子育て養成講座」の一環として、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に、自転車の乗り方、チャイルドシート・ジュニアシートの着用方法、正しい道路の歩き方、横断歩道における横断方法等、参加型・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 8人

参加者数 : 11人



(3) 就学前児童交通安全教室の開催(＊)

日 時 : 2月4日(金)、2月28日(月)、3月17日(木)

場 所 : もずめこども園、あひるが丘こども園、向日市立第1保育所

内 容 : 就学前児童(年長児)を対象に、体操(交通安全サンバ〜とどけ! 手のひらあいず〜)、紙芝居(いちどとまってみぎひだり)を活用した交通安全教育並びに正しい道路の歩き方や横断方法(止まる、見る、合図、待つ)について、参加・体験型の交通安全教室を開催した。

従事者数 : 21人(延べ)

参加者数 : 86人(延べ)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、保育所等ごとに開催した。



(4) 子供見守り活動の実施

日 時 : 4月12日(月)・5月11日(火)・8月26日(木)  
7:40~8:20

場 所 : 市立6小学校の通学路における危険箇所

内 容 : 登校時間帯において、登校中の小学生児童に対して、朝の声掛けを行うなど、「子供見守り活動」を実施した。

従事者数 : 25人(延べ)



(5) 交通安全教室及び自転車免許教室の開催 (\*)

ア 交通安全教室

市内3小学校において、1・2年生を対象に、歩行者・車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型の交通安全教室を開催した。

場 所	開 催 日	参加者数
洛南小学校	4月22日(木)	86人
第5向陽小学校	6月14日(月)、16日(水)	178人
向陽小学校	7月8日(木)	211人



## イ 自転車免許教室

市内2小学校において、4年生を対象に、自転車の正しい利用方法が身に付くよう、自転車免許教室を開催するとともに、自転車運転免許証を交付した。

場 所	開 催 日	参加者数
第3向陽小学校	10月26日(火)	53人
向陽小学校	11月8日(月)	106人



## ○ 高齢者の交通事故をなくそう府民運動 <年間>

### 目的

この運動は、高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、運転者には、高齢者を思いやる運転意識の定着と高齢運転者の運転適性に合った運転の心がけを醸成するものです。

### (1) 高齢者交通事故防止街頭啓発活動(\*)

日 時 : 6月12日(土) 14:00~15:00

場 所 : 向陽小学校正門前ほか

内 容 : 新型コロナワクチン接種会場(向陽小学校)前等において、同ワクチン接種後の高齢者に対し、「交通事故防止」及び「特殊詐欺防止」に係るチラシ等を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 7人

### (2) 府下一斉高齢歩行者街頭啓発活動

① 日 時 : 7月26日(月) 9:55~10:25

場 所 : イオンフードスタイル東向日店前

内 容 : 高齢歩行者を重点対象に、交通安全啓発ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 8人



- ② 日 時 : 12月15日(水) 16:00~16:30  
 場 所 : 向日町ショッピングセンター(業務スーパー)前  
 内 容 : 買い物客等(高齢者重点)を対象に、啓発チラシ、反射材等を配布して啓発活動を実施した。  
 従事者数 : 7人  
 配布者数 : 90人

(3) 高齢者交通安全教室・防犯教室の開催

施設利用の高齢者を対象に、京都府下における交通死亡事故の発生状況、特徴や「合図横断」の実践並びに特殊詐欺の発生状況や特徴、防止策について、出前型の交通安全・防犯教室を開催した。

開催日	場 所	参加者数
12月20日(月)	老人福祉センター桜の径	12人
12月21日(火)	老人福祉センター琴の橋	10人



○ 自転車の安全利用推進府民運動 <年間>

目的

「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、府民総ぐるみで自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の励行を普及・啓発し、自転車の危険又は迷惑な運転による交通事故防止を図るものです。

(1) 「自転車の安全利用推進日（毎月20日の週の金曜日）」における啓発活動（\*）

日時： 4月23日（金）、6月25日（金）、9月16日（木）、9月24日（金）、12月24日（金）、3月25日（金）

場所： 阪急電鉄東向日駅前、上植野・菱川交差点、中海道交差点、イオンフードスタイル東向日店前

内容： 自転車利用者を対象に、交通安全啓発用ハンドプレート等の活用並びに啓発チラシ・物品を配布して、自転車の安全利用推進に向けた指導・啓発活動を実施した。

従事者数： 40人（延べ）

配布者数： 100人（延べ）



(2) 「前田地下道」における自転車利用者に対する指導・啓発活動（\*）

日時： 5月26日（水）・10月27日（水）7:30～8:15

場所： 「前田地下道」東西出入口周辺（府道伏見向日線）

内容： 通学途上の小学生に対する交通安全の「見守り活動」と、「前田地下道」の歩道を走行しようとする自転車利用者に対して、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、下車して通行するよう指導・啓発活動を実施した。

従事者数： 43人（延べ）



(3) 向陽高校生に対する自転車の安全利用推進に係る指導・啓発活動（\*）

日 時 : 6月2日(水) 8:15~9:00

場 所 : 京都府立向陽高等学校周辺

内 容 : 自転車通学の向陽高校生を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、自転車の正しい通行方法等についての指導・啓発活動を実施した。

従事者数 : 10人

(4) 向陽高校生に対する自転車安全運転教室の開催（\*）

日 時 : 6月2日(水) 13:25~14:25

場 所 : 京都府立向陽高等学校グラウンドほか

内 容 : 2年生を対象に、自転車の安全利用に関する講義並びに自転車の正しい乗り方等参加・体験型の自転車安全教室を開催した。

従事者数 : 11人

参加者数 : 200人

## 2 期間を定めて実施する運動

### ○ 春の全国交通安全運動 <4月6日~4月15日>

運動スローガン 『 京の春 目と手で合図 ゆずり合い 』

運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 二輪車の交通事故防止

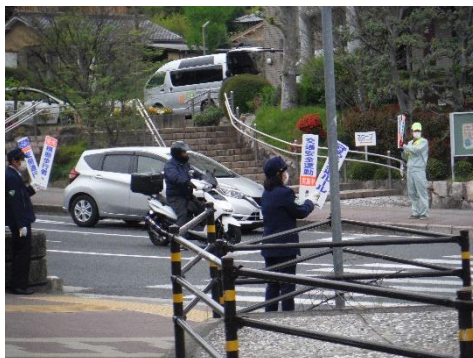
(1) 「令和3年春の全国交通安全運動」街頭啓発活動（\*）

日 時 : 4月6日(火) 16:00~16:30

場 所 : 「福社会館前交差点」付近一帯

内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 10人





## ○ 夏の交通事故防止府民運動 <7月21日～7月31日>

運動スローガン 『 ゆずり合う 笑顔が行き交う 京の夏 』

運動重点

- 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の促進
- 飲酒運転の根絶

### (1) 「令和3年夏の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動（＊）

日 時 : 7月21日（水）9:00～9:30

場 所 : 「社会福社会館前交差点」付近一帯

内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 9人



## ○ 秋の全国交通安全運動 <9月21日～9月30日>

運動スローガン 『 上がる手を 守るやさしさ 京のみち 』

運動重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転等悪質・危険な運転の根絶

### (1) 「令和3年秋の全国交通安全運動」スタート式の開催（＊）

日 時 : 9月21日（火）10:00～11:45

場 所 : 「ロイヤルホームセンター物集女店」駐車場内

内 容 : 二市一町交通対策協議会及び向日町警察署主催、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会及び乙訓交通安全協会後援で、日本競輪選手会の競輪選手5人の特別参加の下、

- ・ 自転車の安全利用促進に向けた啓発活動
- ・ 高齢者の交通事故防止を図る啓発活動

・ 交通安全教育車を活用した交通教室  
を盛り込んだ「令和3年秋の全国交通安全運動」スタート式を開催した。

従事者数 : 34人

配布者数 : 276人



(2) 「交通死亡事故現場」における街頭啓発活動(\*)

日時 : 9月21日(火) 14:00~14:30

場所 : 「曹洞宗慶昌院」前(府道上久世石見上里線)

内容 : 平成30年9月21日に発生した、交通死亡事故現場において、自動車運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレート等を活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 5人

(3) 「交通事故死ゼロを目指す日」街頭啓発活動等(\*)

日時 : 9月30日(木) 13:30~15:30

場所 : 「向日市観光交流センターまちてらすMUKO」駐車場内ほか

内容 :  
・ 「交通事故死ゼロを目指す日」の横断幕を掲出し、来客等に対して、「ひとやすみ(炭)して安全運転」と書かれた啓発チラシ付の竹炭を手交し、交通事故防止について呼び掛けた。  
・ 「地域交流スペース」において、「信号機のない横断歩道における歩行者優先」の徹底を図るため、DVDを活用した交通安全教育(非接触型交通安全教育)を実施した。

従事者数 : 16人

配布者数 : 170人



## ○ 年末の交通事故防止府民運動 <12月1日～12月20日>

運動スローガン 『 京の暮れ 車同士も ディスタンス 』

運動重点

- 子供の安全確保と信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- 夕暮れ時と夜間における高齢者を始めとする歩行者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 自転車の安全利用の推進

### (1) 「令和3年年末の交通事故防止府民運動」街頭啓発活動 (\* )

日 時 : 12月10日(金) 11:00～11:30

場 所 : 「マツモト向日店」前及び「コーナンPRO国道171号向日町店」前

内 容 : 買い物客、通行人等に対して、啓発チラシ及び物品を配布して啓発活動を実施した。

従事者数 : 26人

配布者数 : 264人



### 3 府内全域で交通安全街頭啓発を実施する日

#### ○ 府域一斉交通安全街頭啓発日

高齢者の交通事故防止一斉啓発	10月15日(金)
	11月15日(月)
	12月15日(水)
自転車の安全利用一斉啓発	5月5日(水)
信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発	毎月11日

#### (1) 高齢者の交通事故防止一斉街頭啓発活動 (\*)

① 日 時 : 10月15日(金) 16:00~16:30

場 所 : 「マツモト向日店」前

内 容 : 買い物客、通行人等に対して、啓発チラシ及び物品を配布して啓発活動を実施した。

従事者数 : 15人

配布者数 : 200人



② 日 時 : 11月15日(月) 16:00~16:30

場 所 : 「阪急電鉄大山崎駅」前及び「JR西日本山崎駅」前

内 容 : 二市一町交通対策協議会主催で、歩行者(高齢者重点)等に対して、啓発チラシ及び物品を配布して啓発活動を実施した。

従事者数 : 15人

配布者数 : 100人



- ③ 日 時 : 12月15日(水) 11:00~11:30  
場 所 : 「イズミヤ長岡店」前  
内 容 : 二市一町交通対策協議会主催で、買い物客等(高齢者重点)に  
対して、啓発チラシ及び物品を配布して啓発活動を実施した。  
従事者数 : 29人  
配布者数 : 450人



(2) 「自転車安全利用推進月間(5月)」における一斉啓発活動(\*)

- 日 時 : 5月7日(金) 16:00~16:30  
場 所 : 「中海道交差点」付近一帯(府道中山稲荷線)  
内 容 : 自転車利用者の交通ルール、マナーの向上を目的に、交通安全啓  
発用ハンドプレート(自転車はスピード落とせ、自転車も交通ル  
ールを守ろう、交通事故防止!)を活用して、同所を通行する自転車  
利用者(高校生重点対象)に対する啓発活動を実施した。  
従事者数 : 10人

(3) 信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発活動(\*)

- ① 日 時 : 8月11日(水) 14:30~15:00  
場 所 : 「西向日動物病院」前(府道西京高槻線)  
内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用し  
て、「横断歩道における歩行者優先」の徹底についての啓発活動を  
実施した。  
従事者数 : 5人
- ② 日 時 : 11月11日(木) 16:00~16:30  
場 所 : 「阪急電鉄東向日駅」前(府道向日町停車場線)  
内 容 : 高齢歩行者を重点対象に、啓発チラシ及び物品を配布して、横断  
歩道における横断の励行及び夜間外出時の反射材の活用について  
啓発活動を実施した。  
従事者数 : 7人  
配布者数 : 100人

- ③ 日 時 : 1月11日(火) 16:00~16:30  
場 所 : 「向日町ショッピングセンター」前(府道西京高槻線)  
内 容 : 自動車運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、「横断歩道における歩行者優先」の徹底についての啓発活動を実施するとともに、歩行者に対しては、啓発チラシ及び物品を配布して、「合図横断」の実践について指導・啓発した。

従事者数 : 11人

配布者数 : 20人



- ④ 日 時 : 1月27日(木) 16:00~16:30  
場 所 : 「加藤小児科」前(府道西京高槻線)  
内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、「横断歩道における歩行者優先」の徹底についての啓発活動を実施した。

従事者数 : 3人



- ⑤ 日 時 : 2月1日(火) 16:00~16:30  
場 所 : 「サイゼリア上植野店」前(府道志水西向日停車場線)  
内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、「横断歩道における歩行者優先」の徹底についての啓発活動を実施した。

従事者数 : 4人



- ⑥ 日 時 : 3月11日(金) 11:00~11:30  
 場 所 : 「向日町ショッピングセンター」前(府道西京高槻線)  
 内 容 : 車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、「横断歩道における歩行者優先」の徹底についての啓発活動を実施した。  
 従事者数 : 3人

#### 4 その他の活動

##### (1) ストップ・ザ・死亡事故ウォッチング作戦

- 日 時 : 4月1日(木) 16:00~16:30  
 場 所 : 「ロイヤルホームセンター物集女店」前(府道西京高槻線)  
 内 容 : 令和2年4月1日(水)に発生した交通死亡事故現場において、「ストップ・ザ・死亡事故ウォッチング作戦」として、車両運転者等を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。  
 従事者数 : 11人



##### (2) シートベルト・チャイルドシート着用推進街頭啓発活動 (\*)

- 日 時 : 6月1日(火)、7月1日(木)、8月2日(月)、9月1日(水)、  
 10月1日(金)、11月1日(月)  
 場 所 : 「一文橋交差点」、「上川原交差点」、「向日町ショッピングセンター」  
 前

内 容 : 車両運転者等を対象に、大型交通安全啓発用プレートや交通安全啓発用ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 58人(延べ)



(3) 「ゾーン30の日」における街頭啓発活動 (\* )

① 日 時 : 5月28日(金) 16:00~16:30

場 所 : 向日市寺戸町初田・蔵ノ町・修理式地域内

内 容 : 交通安全啓発用ハンドプレートを活用して、「ゾーン30」区域を通行する自動車・バイク運転者、自転車利用者を対象に、啓発活動を実施した。

従事者数 : 9人



② 日 時 : 11月30日(火) 16:00~16:30

場 所 : 向日市寺戸町初田・蔵ノ町・修理式地域内

内 容 : 歩行者及び自転車利用者を対象に、啓発チラシ及び物品を配布して、夜間における交通事故防止を重点とした啓発活動を実施した

従事者数 : 9人

配布者数 : 64人





(4) 「高齢者の交通事故防止推進日」における街頭啓発活動(\*)

日 時 : 2月15日(火) 16:00~16:30

場 所 : 「イオンフードスタイル東向日店」前

内 容 : 車両運転者、歩行者を対象に、交通安全啓発用ハンドプレートを活用して啓発活動を実施した。

従事者数 : 4人

(5) 交通事故防止に重点指向した街頭啓発活動

日 時 : 3月28日(月) 15:00~15:30

場 所 : 寺戸町「志賀」市道交差点

内 容 : 3月26日(土) 夜間、同交差点において発生した特異な交通事故を受け、車両運転者に対しては、交通安全啓発用ハンドプレートを活用するとともに、歩行者及び自転車利用者に対しては、啓発チラシ及び物品を配布して、啓発活動を実施した。

従事者数 : 8人

配布者数 : 70人



## ○ 広報活動

(1) 交通ルールの遵守、各種交通安全運動の実施等呼びかける記事を掲載

ア 広報むこう(「ミニミニ交通安全」等)

12回(4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月の各号)

イ 市庁舎1階ロビー・デジタル掲示板に交通安全運動実施中の記事を掲載

## 4 その他

### ○ 交通安全啓発看板の設置

寺戸町大牧、上植野町北淀井ほか36地域、10種類、83枚を設置



### ○ 迷惑駐車・放置自転車等対策（道路整備課）

自転車等の放置対策のため、定期的に市内を巡回した。

放置禁止区域（阪急東向日駅周辺、阪急西向日駅周辺、JR向日町駅周辺、阪急洛西口駅周辺）に放置された自転車を撤去（年間12回）

撤去自転車	59台
撤去バイク	0台
合計	59台（参考：令和2年度57台、令和元年度77台）

### ○ 府民協働型インフラ保全事業要望（向日市内抜粋）

#### 【採択事業】

場所	要望概要
物集女町 (西京高槻線)	歩道確保
物集女町 (中山稻荷線)	ラバーポールの設置、路面標示
寺戸町 (向日町停車場線)	インターロッキングをアスファルト舗装に打ち替え
寺戸町 (西京高槻線)	街渠柵の設置等排水対策
森本町 (伏見向日線)	暗渠管等による不連続な側溝の接続
森本町 (伏見向日線)	舗装の湧水対策
寺戸町、向日町 (西京高槻線)	道路照明の設置

寺戸町、鶏冠井町 (西京高槻線) (志水西向日停車場線)	ラバーポールの設置
鶏冠井町 (西京高槻線)	歩車道境界のブロック置換

### 【不採択事業】

場所	要望内容
上植野町 (志水西向日停車場線)	渋滞の緩和措置
向日町 (西京高槻線)	歩道拡幅

※不採択理由：用地買収が必要であり、同事業の対象外となるため。

### ○ 運転免許証自主返納支援事業

高齢者や疾患を抱えるドライバーによる運転免許証の自主返納を奨励することにより、交通事故の発生を防止するため、運転免許証を返納した方に対して、公共交通利用券を支援する事業を、令和元年10月1日から開始している。

実績 令和3年度 申請者数 187人

## 第2 総括

活動の重点として、①子供の交通事故防止対策の推進、②高齢者の交通事故防止対策の推進、③自転車の安全利用の推進の3つを掲げ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分配慮し、警察等関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全活動及び交通環境の改善に取り組んだ。

この結果、向日市内における交通事故の発生件数は66件と、前年に比べ5件と減少しているものの、午前8時から午前10時といった通学・通勤時間帯、更には、午後4時から午後8時といった下校時間帯から帰宅時間帯の発生が多いことから、引き続き関係機関・団体等と連携し、1件でも悲惨な交通事故を減らすため、各種啓発活動の実施や交通安全教室を開催していくものである。

表1 向日市内における過去5年間の死傷者数

単位：人

区分	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年
子供	11	12	9	1	6
高齢者	25(1)	25(1)	25	16(1)	7
自転車	38(1)	37	20	24	12

※( )内の数字は死者数  
子供…中学生以下

令和4年度

## 向日市交通対策協議会活動計画（案）

### 1 基本方針

交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現することにより、全ての市民の皆様が安心して日々の生活を送ることができるよう、一人ひとりが交通社会における責務を自覚した上で、交通安全意識を持って行動する社会機運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び市民が一体となって、地域の情勢等に応じた交通安全対策を計画的かつ積極的に推進する。

特に、人優先の交通安全思想に基づく交通事故のない社会を目指し、自動車やバイクの運転者、自転車の利用者、そして歩行者が、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開する。

また、交通事故に関しては、引き続き事故そのものを減少させることを目指すとともに、交通事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、以下の「活動の重点」に沿った取組を行う。

なお、本年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、街頭啓発活動の実施や交通安全教室の開催などに当たっては感染防止対策に十分配慮し、府内の感染状況などに応じて、規模や手法の見直しを行うこととする。

### 2 活動の重点

- ① 子供の交通事故防止対策の推進
- ② 高齢者の交通事故防止対策の推進
- ③ 歩行者の交通事故防止対策の推進
- ④ 自転車の安全利用推進

### 3 活動計画

#### ○ 向日市交通対策協議会

※ 新型コロナ感染拡大防止の観点から、書面協議で実施

実施時期 : 令和4年8月中旬

協議内容 : 令和3年度活動報告について

令和4年度活動計画（案）について

## ○ 交通安全運動の推進

日時	実施事業	場所	内容	期間	
4月	5日 (火)	「春の全国交通安全運動」スタート式	「大山崎ふるさとセンター」ほか	一日交通安全子ども大使の任命及び交通安全宣言（第1部）並びに街頭啓発活動を実施（第2部）	春の全国交通安全運動
	7日 (木)	「子供の交通事故防止推進日」における「子供見守り」活動	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子供見守り」活動を実施	
	8日 (金)	「交通事故死ゼロを目指す日」における街頭啓発活動	大山崎町「ラブリート明寺」前	買い物客、通行人等に対して、啓発チラシ・物品を配布し、啓発活動を実施	
	11日 (月)	「春の全国交通安全運動」に伴う街頭啓発活動	マツモト向日店前ほか	買い物客、通行人等に対して、啓発チラシ・物品を配布し、啓発活動を実施	
	12日 (火)	自転車教室	向陽高校	1年生を対象に、自転車安全利用に関する講義並びに自転車の正しい乗り方などの自転車教室を開催	
	22日 (金)	小学校交通安全教室	洛南小学校	1年生を対象に、歩行者、車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型交通安全教室を開催	
5月	2日 (月)	小学校交通安全教室	第5向陽小学校	1年生及び2年生を対象に、歩行者、車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型交通安全教室を開催	自転車安全利用推進月間
	16日 (月)	幼児交通安全教室	あひるが丘こども園	年長児を対象に、交通安全サンパ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	19日 (木)	小学校自転車教室	向陽小学校	2年生を対象に、歩行者、車両等の通行区分や自転車の安全な乗り方など、視聴覚教材を活用した自転車教室を開催	
	19日 (木)	小学校交通安全教室	向陽小学校	1年生を対象に、歩行者、車両等の通行区分、道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型交通安全教室を開催	

日時		実施事業	場所	内容	期間
5月	26日 (木)	「前田地下道」における自転車安全利用推進啓発活動	森本町 「前田地下道」 東西出入口付近周辺	ハンドプレートを活用して、自転車利用者に対する指導・啓発活動を実施するとともに、登校児童に対する「子供見守り活動」を実施	
	27日 (金)	「自転車安全利用推進日」における啓発活動	上植野・菱川 交差点	ハンドプレートを活用して、自転車利用者に対する啓発活動を実施	
6月	1日 (水)	幼児交通安全教室	第5保育所	年長児を対象に、交通安全サンバ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	1日 (水)	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	向日町ショッピングセンター前	自動車運転者及び歩行者を対象に、ハンドプレート等を活用して横断歩行者優先の啓発活動を実施	
	2日 (木)	幼児交通安全教室	レイモンド向日保育園	年長児及び年中児を対象に、交通安全サンバ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	8日 (水)	小学校交通安全教室	第6 向陽小学校	1年生及び2年生を対象に、正しい道路の歩き方、道路の横断方法等を重点とした参加・体験型交通安全教室を開催	
	10日 (金)	自転車免許教室	第5 向陽小学校	4年生を対象に、自転車の正しい利用方法が身に付くよう、自転車免許教室を開催し、免許証を交付	
	15日 (水)	自転車安全運転教室	西ノ岡中学校	1年生を対象に、自転車安全利用に関する教養のほか、傘さし運転等危険な運転の体験など、参加・体験型自転車安全運転教室を開催	
	17日 (金)	幼児交通安全教室	成安幼稚園	年中児を対象に、交通安全サンバ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	29日 (水)	幼児交通安全教室	アスク向日保育園	年長児を対象に、交通安全サンバ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	30日 (木)	交通安全七夕の会	向日町警察署	第1保育所の幼児を招き、交通安全を願う短冊を、笹に飾り付けをして交通安全を祈願	

日時		実施事業	場所	内容	期間
7月	1日 (金)	「子育て養成講座」における交通安全教室	向日市ファミリーサポートセンター	ファミリーサポートセンター援助会員を対象に、自転車の安全利用に係るDVD教養のほか、横断歩道における合図横断方法等、参加・体験型交通安全教室を開催	夏の交通事故防止府民運動
	22日 (金)	「自転車安全利用推進日」における啓発活動【中止】	上植野・菱川交差点	ハンドプレートを活用して、自転車利用者に対する啓発活動を実施	
	25日 (月)	「夏の交通事故防止府民運動」の伴う啓発活動	マツモト向日店前ほか	買い物客、通行人を対象に、啓発チラシ・物品を配布して啓発活動を実施	
	27日 (水)	高齢者交通事故防止モデル店舗における交通安全コーナーの設置【中止】	マツモト向日店	買い物客（高齢者）を対象に、反射材・啓発チラシの配布やクイックアーム（反射神経測定装置）の体験のほか、運転免許証の自主返納の相談への対応	
8月	1日 (月)	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	阪急洛西口駅前	自動車運転者及び歩行者を対象に、ハンドプレート等を活用して横断歩行者優先の啓発活動を実施	
	19日 (金)	「バイクの日」における啓発活動	東土川交差点	二市一町合同で、大型プレート、ハンドプレートを活用して、二輪運転者を重点対象に、啓発活動を実施	
	26日 (金)	「子供の交通事故防止推進日」における「子供見守り」活動	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子供見守り」活動を実施	
9月	6日 (火)	幼児交通安全教室	まこと幼稚園	年中児を対象に、交通安全サンバ（体操）や紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	秋の全国交通安全全運動
	12日 (月)	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	21日 (水)	「秋の全国交通安全運動」スタート式	長岡京市「パンビオ広場」又は「中央公民館」	二市一町合同で開催予定 京都府警察の平安騎馬隊、音楽隊参加によるスタート式の開催並びに参加者による交通安全パレードを実施予定	
	22日 (木)	「自転車安全利用推進日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	

日時		実施事業	場所	内容	期間
9月	30日 (金)	「交通事故死ゼロを目指す日」における啓発活動	未定	二市一町合同で実施予定	
10月	3日 (月)	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	14日 (金)	「高齢者の交通事故防止推進日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	下旬	「前田地下道」における自転車安全利用推推進啓発活動	森本町 「前田地下道」 東西出入口付近周辺	ハンドプレートを活用して、自転車利用者に対する指導・啓発活動を実施するとともに、小学生児童に対する子供見守り活動を実施	
11月	1日 (火)	幼児交通安全教室	華月つばさ保育園	年長児を対象に、交通安全サンバや紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	2日 (水)	幼児交通安全教室	かおりのはなほいくえん	年少児を対象に、遊戯などを取り入れた参加型交通安全教室を開催	
	8日 (火)	幼児交通安全教室	さくらキッズ保育園	同 上	
	11日 (金)	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	25日 (金)	「自転車安全利用推進日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	28日 (月)	幼児交通安全教室	まこと幼稚園	年長児を対象に、交通安全サンバ体操や紙芝居を活用するなど、正しい道路の歩き方や横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
12月	上旬	「年末の交通事故防止府民運動」に伴う啓発活動	未定	実施方法等未定	年末の交通事故防止
	5日 (月)	幼児交通安全教室	向陽幼稚園	年長児を対象に、交通安全サンバ体操や紙芝居を活用するなど、正しい道路の横断方法について、参加・体験型交通安全教室を開催	
	7日 (水)	幼児交通安全教室	第6保育所	同 上	



日時		実施事業	場所	内容	期間
12月	中旬	「信号機のない横断歩道における交通安全一斉啓発日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	府民運動
	15日(木)	「高齢者の交通事故防止推進日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
	23日(金)	「自転車安全利用推進日」における啓発活動	未定	実施方法等未定	
令和5年1月	上旬	「子供の交通事故防止推進日」における「子供見守り」活動	各小学校の通学路及び危険箇所	通学時間帯において、通学児童に対する「声かけ」等、「子供見守り」活動を実施	
2月	上旬～下旬	就学前児童交通安全教室	保育所等	開催方法等未定	
	16日(木)	幼児交通安全教室	ニチイキッズ 洛西口保育園	年少児を対象に、遊戯などを取り入れた参加型交通安全教室を開催	
3月	上旬～中旬	就学前児童交通安全教室	保育所等	開催方法等未定	
時期未定		小学校自転車免許教室	各小学校 (2小学校は開催済み。)	4年生を対象に、自転車の正しい利用方法が身につくよう、自転車免許教室を開催し、免許証を交付	
		小学校交通安全教室	各小学校 (5小学校は開催済み。)	1年生及び2年生を対象に、道路の安全な通行方法などが身につくよう、参加・体験型交通安全教室を開催	
		自転車安全運転教室	各中学校・高等学校 (1中学校及び1高校は開催済み。)	1年生を対象に、自転車の安全で正しい利用が身につくよう、自転車安全利用に関する講義及び運転実技講習を開催	

## ○ 重点項目の取組

### ① 子供の交通事故防止対策

向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会、各小学校・中学校等関係機関・団体と連携した、参加・体験型交通安全教室の開催

### ② 高齢者の交通事故防止対策

- ・ 向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業の継続・促進
- ・ 向日市運転免許証自主返納支援事業の継続・促進
- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関・団体と連携した老人クラブ、老人福祉センター等における啓発活動の実施並びに交通安全教室の開催

### ③ 歩行者の交通事故防止対策

向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会等関係機関・団体と連携した、信号機のない横断歩道における横断歩行者優先等安全運転意識向上のための街頭啓発活動の実施

### ④ 自転車の安全利用対策

- ・ 向日町警察署、乙訓地域交通安全活動推進委員協議会、各小学校・中学校・高等学校等関係機関・団体等と連携した、幅広い年代を対象とした自転車の安全利用推進に係る自転車免許教室、自転車安全運転教室等の開催
- ・ 阪急電鉄東向日駅西第1、第2自転車駐輪場及びJR向日町駅前自転車駐輪場における自転車の安全利用の推進に係る看板の継続設置
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

## ○ 迷惑駐車・放置物件対策

放置自転車対策

- ・ 自転車等の放置防止対策として、定期的な市内巡回による放置自転車等に対する警告・通知の実施
- ・ 放置禁止区域（阪急電鉄東向日駅周辺・西向日駅周辺・洛西口駅周辺及びJR向日町駅周辺）における放置自転車の撤去（年間24回予定）

## ○ 交通安全対策事業への協力、参加等

- ① 向日町警察署等が開催・実施する交通安全対策事業への積極的な参加・協力
- ② 警察署や交通安全関係機関・団体が開催する会議・研修会等への積極的な参加
- ③ 各推進委員の所属団体と連携した、地域における交通安全啓発活動の実施
- ④ 各種団体や地域等に対する交通安全イベントへの参加呼びかけ

# 令和3年中 向日市の交通事故

資料4

## 1 交通事故発生状況

注：京都府警察本部資料による  
高速道路を除く数

◇ 市内の発生状況

数 \ 年	令和2年	令和3年	前年対比	令和3年5月末日	令和4年5月末日	同期対比
発生件数	71	66	-5	32	30	-2
死者数	2	0	-2	0	0	0
負傷者数	74	81	7	39	32	-7

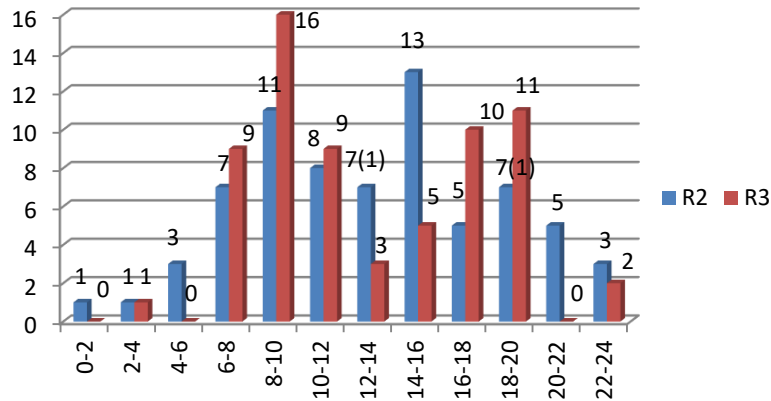
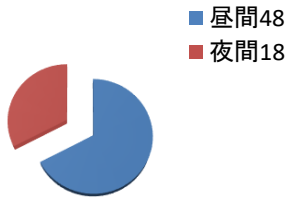
※ 令和3年の発生件数のうち22件は、高齢者が関わる交通事故(約33%)であった。

数 \ 年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去10年の平均値
発生件数	253	251	233	183	179	169	140	119	71	66	166.4
死者数	1	0	1	1	0	1	3	0	2	0	0.9
負傷者数	284	299	295	209	204	192	175	145	74	81	195.8

※ 発生件数及び負傷者数は、大幅に減少している。

## 2 発生時間

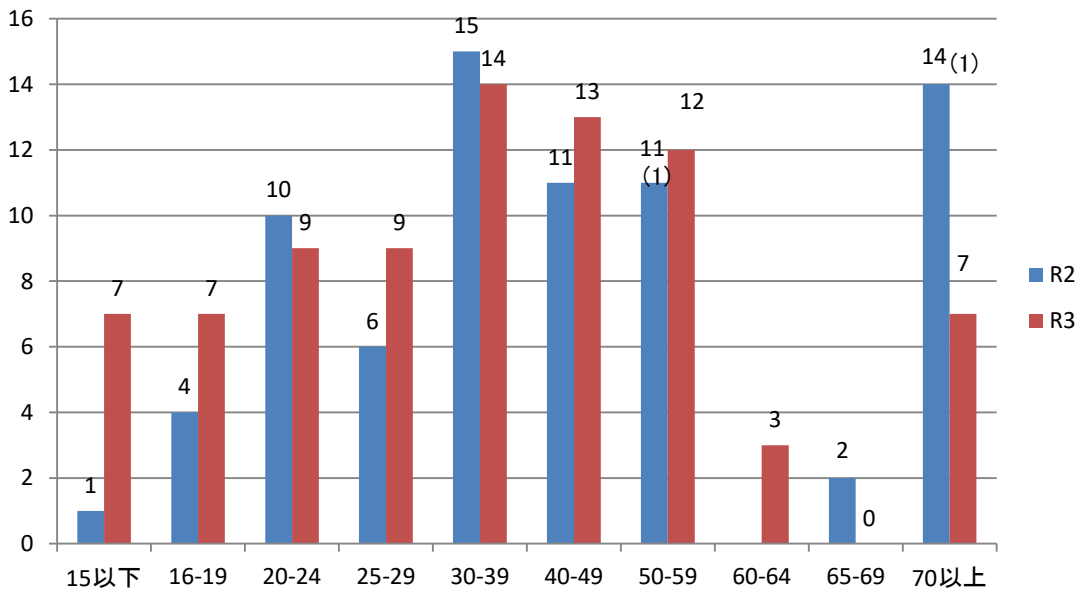
◇ 昼夜別発生件数



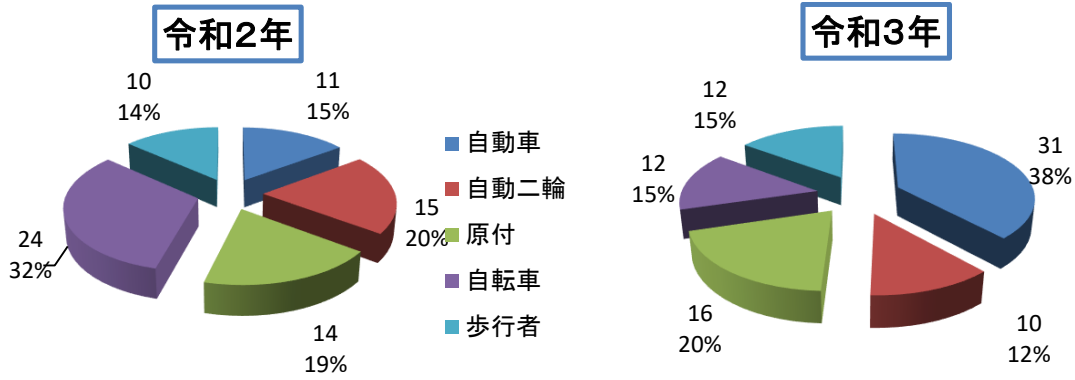
◆ 昨年は、8～10時、16～20時の時間帯に事故が多く発生している。

## 3 事故当事者

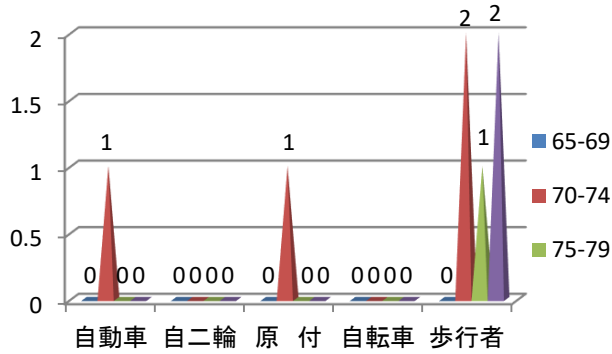
◇ 年齢層別の負傷者数 ( ) は死者数



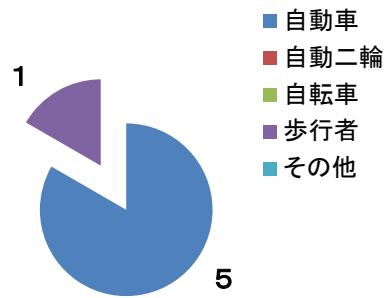
◇ 状態別の負傷状況一覧(令和2年・令和3年)



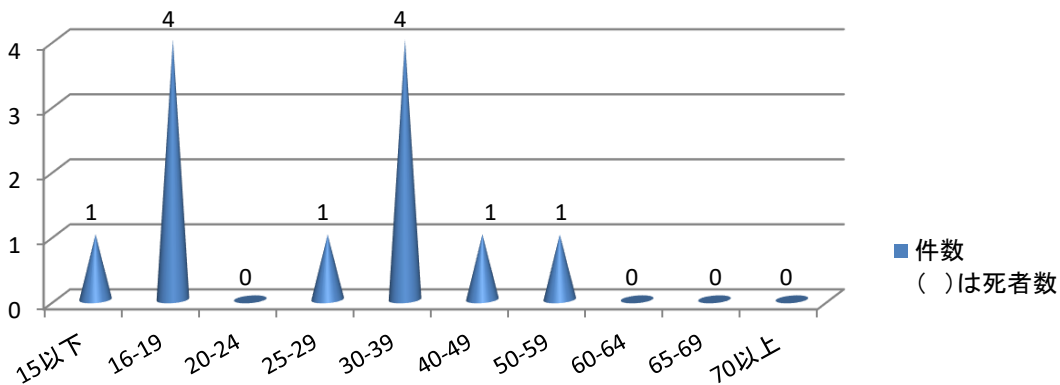
◇ 高齢者の年齢別・状態別死傷者数 ( )は死者数



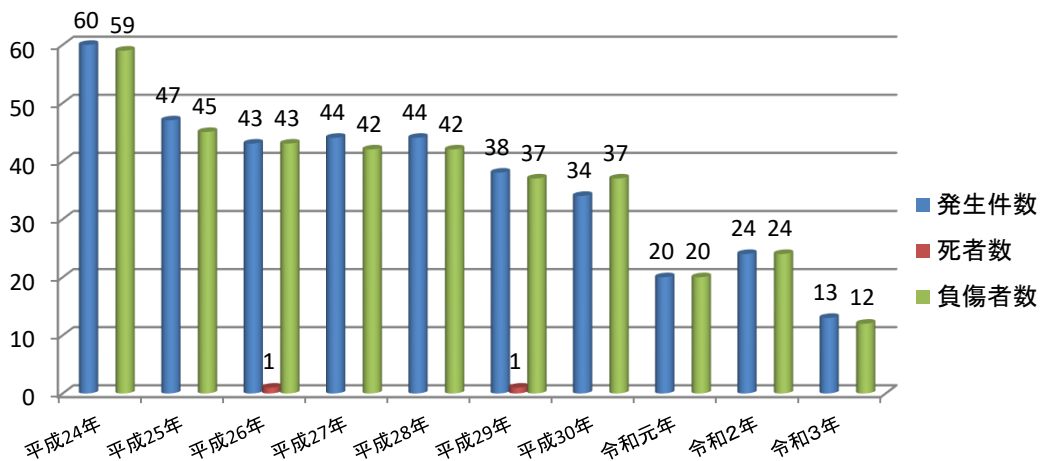
◇ 子ども(中学生以下)の状態別負傷者数



◇ 令和3年中の年齢別自転車事故死傷者数



◇ 過去10年間の自転車事故件数



(名称)

第1条 この会は、向日市交通対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、向日市における安全かつ円滑な道路交通を確保するため、関係行政機関及び民間団体と緊密な連絡調整を図り、交通諸問題について、総合的かつ効果的な交通対策を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通安全思想の高揚に関すること。
- (2) 交通安全運動及び交通安全教育に関すること。
- (3) 交通安全に係る調査・研究に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、向日市長をもって充てる。

3 副会長は、向日市副市長をもって充てるほか、委員の互選により選ばれた者とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代

行する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、毎年度1回以上会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(推進委員)

第7条 協議会に推進委員を置く。

2 推進委員は、委員が推薦し、市長が委嘱又は任命する。

3 推進委員の会議（以下「推進委員会」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

4 推進委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 協議事項に関する調査研究及び連絡調整

(2) 協議会で決定した事項の執行

5 推進委員会は、事務局が進行する。

(臨時委員)

第8条 市長は、特定の事項について協議するため必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱し、協議会に出席を求めることができる。

2 前項の臨時委員の任期は、同項の特定の事項の協議が終了するまでとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、向日市建設部公園交通課に置く。

2 事務局長は、建設部長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、協議会の事務を掌理する。

(補則)

第10条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成17年8月11日から施行する。

2 向日市交通対策協議会規約（昭和48年5月15日）は、廃止する。

附 則

1 この規約は、平成30年7月1日から施行する。